



新年明けましておめでとうございます。
旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く御礼申し上げます。
本年も、より一層のご支援を賜りますよう、職員一同心よりお願い申し上げます。



速報！！税制改正大綱特集

個人向け

- ① 「年収の壁」を 178 万円へ引き上げ
- ② 暗号資産取引 雑所得総合課税から「申告分離課税」へ移行
- ③ NISA「つみたて投資枠」の対象年齢を 18 歳未満にも拡大(上限 600 万円)
- ④ 住宅ローン減税の延長・拡充



中小企業者向け

- ① 中小企業者の少額減価償却資産の特例
損金算入できる基準金額を「30 万円未満」から「40 万円未満」へ引き上げ
- ② 特例承継計画の提出期限の延長
法人版事業承継税制(特例措置)については、令和 9 年 9 月末まで 1 年 6 月延長する。また個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和 10 年 9 月末まで 2 年 6 月延長する。
- ③ インボイス制度の経過措置見直し
免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に対し、令和 8 年 10 月からは 7 割、令和 10 年 10 月からは 5 割、令和 12 年 10 月からは 3 割と段階的に縮減していき、令和 13 年 9 月末をもってその適用を終了する。
また、インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者へ転換した事業者が適用を受けている「2 割特例」が令和 8 年 9 月末で終了するのに代わり、個人事業主に限り「3 割特例」として 2 年間延長する。



※上記は大綱の一部を抜粋したものであり、個々に制限や調整がございます。

1・2月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
1 ・ 2 月					①	②	③
	④	5	6	7	8	9	⑩
	⑪	⑫	13	14	15	16	⑬
	⑭	19	20	21	22	23	⑮
	⑯	26	27	28	29	30	⑰
	⑱	2	3	4	5	6	⑲
	⑳	9	10	11	12	13	㉑
	㉒	16	17	18	19	20	㉓
	㉔	23	24	25	26	27	㉕

1月の主な税務

- 1 / 13 (火) ・前年 12 月分源泉所得税(毎月納付される原則の方)、住民税の特別徴収税額の納期限
- 1 / 20 (火) ・年 2 回納付の特例適用者の源泉所得税の納付期限
- 2 / 2 (月) ・11 月決算法人の確定申告と納税
・5 月決算法人の中間申告と納税
・消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、8 月決算法人の 3 月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]
・給与支払報告書、法定調書、償却資産申告書の提出期限

2月の主な税務

- 2 / 10 (火) ・1 月分源泉所得税(毎月納付される原則の方)
・住民税の特別徴収税額の納期限
- 3 / 2 (月) ・12 月決算法人の確定申告と納税
・6 月決算法人の中間申告と納税
・消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、6 月、9 月決算法人の 3 月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]

